



「扶養の範囲で働く」ということ ②

前号において、「所得税の扶養」と「健康保険の扶養」の違いと、所得税の配偶者控除等についてご説明しました。

今号では、健康保険における扶養の収入要件についてご説明します。

★本紙の説明では、「夫が妻を扶養し、夫婦の収入が給与所得のみ」であることを前提にしています。

◆ 扶養の収入要件（健康保険）

妻の年間収入が **130万円未満***1、かつ、**夫の年間収入の1/2未満***2

※1：妻が60歳以上または障害者の場合は180万円未満。

※2：1/2以上でも、妻の収入が夫の収入より少ない場合は、扶養認定されることがあります。

◆ 「年間収入」の考え方

年間収入は、**その日時点の収入を年額に換算した**ものです。

所得税の扶養の収入要件のように1月～12月までの収入額ではありません。

～「年間収入が130万円未満」の例～

- 収入の**月額**が **108,333円以下**（給与・年金等）
- 収入の**日額**が **3,611円以下**（失業手当等）

* **収入額は**、給与の場合、税金や保険料などを控除する前の金額、いわゆる『**総支給額（非課税通勤費を含む）**』を指します。

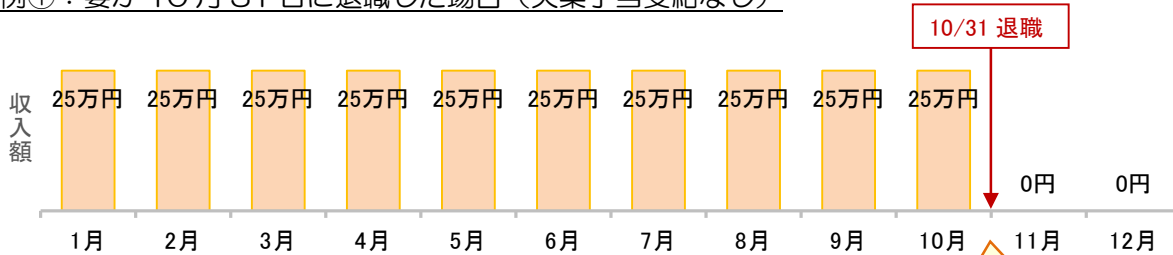
* 課税・非課税にかかわらず、以下の収入も対象となります。

- 公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金）
- 雇用保険の失業手当
- 健康保険の傷病手当金・出産手当金 等



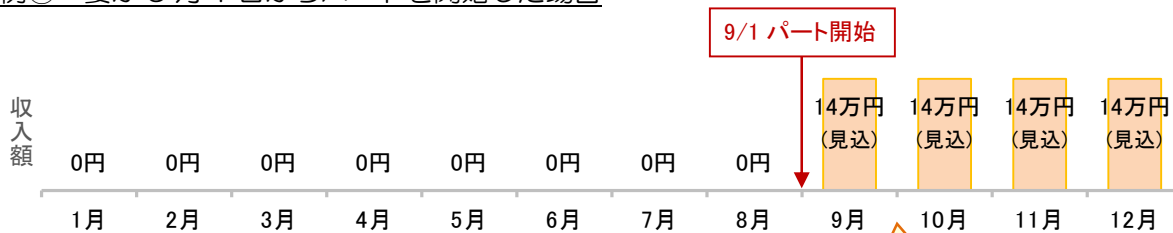
*** 具体例 ***

例①：妻が10月31日に退職した場合（失業手当受給なし）



月給25万円（年収300万円）で働いていても、退職後は収入が0円となるため、退職日の翌日（11/1）から扶養の収入要件を満たします。

例②：妻が9月1日からパートを開始した場合



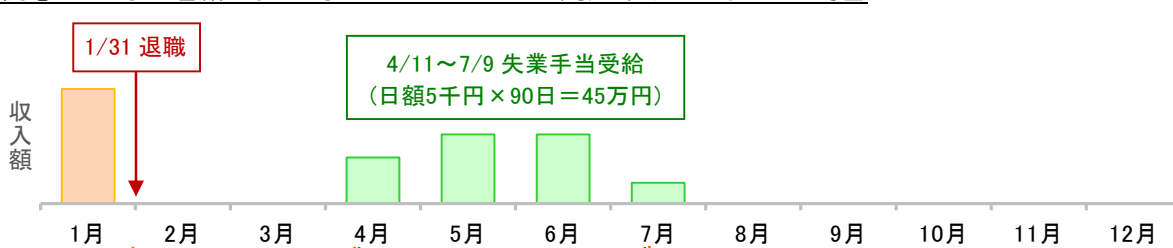
パートの給与月額（見込額）が108,333円を超える場合は、パートを開始した日（9/1）付で扶養から外れます。

例③：パートの雇用契約内容が7月1日に変わった場合



パートの雇用契約内容が変わり、給与月額が108,333円を超えることとなった場合は、雇用契約が変更された日（7/1）付で扶養から外れます。

例④：1月に退職し、4月11日から90日間失業手当を受ける場合



2/1～4/10は、収入が0円になるため、扶養の収入要件を満たします。

4/11～7/9は、収入の日額が3,611円を超えるため、扶養から外れます。

7/10以降は、収入が0円になるため、扶養の収入要件を満たします。